

# 平成30年度 さいたま市立大砂土中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れあるものである。

学校は「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「さいたま市立大砂土中学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校生徒が本校校訓「澁刺と」に基づき、明るく笑顔が溢れ、生徒が生き生きと活動することができるよう、いじめの問題に対する具体的な取り組みについて示したものである。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 いじめの早期発見・対応をするために特定の職員が情報を抱え込まず、迅速な共有化を図り、いじめ問題の解消に向けて、組織的な対応を行う。
- 3 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。
- 5 生徒との信頼関係を構築し、何でも話せる、相談できるという環境づくりを行う。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であつても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 学校いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的:学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員:校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、校内研修主任、生徒会主担当、養護教諭、さわやか相談員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、学校評議員、警察関係者

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成委員以外の関係者を招集し、対応する。

(3) 開催:

ア 定例会 各学期1回開催

イ 校内小委員会 校内生徒指導部会（毎週水曜日）・校内教育相談部会（毎週木曜日）と兼ねて開催

ウ 臨時部会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

(4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

#### 【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

**【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】**

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCA サイクルの実行を含む）

2 いじめ対策生徒委員会「いじめ0 スマイル630」

- (1) 目的:いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考え、行動するとともに自らがいじめを許さない集団やいじめが起きない学級・学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の具体的な取組を推進する。
- (2) 構成員:生徒会長、生徒会副会長、生徒会執行役員、生徒会専門部委員長、中央委員
- (3) 開催:評議委員会と兼ねて実施（毎月1回）
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅に向けた具体的な取組の企画・立案
  - イ 具体的な取組の実施
  - ウ 取組の結果の集約・検証

**V いじめの未然防止**

1 日常生活において

- ・日常の活動を通して全教員で以下のことに取り組む。

- (1) 声かけチェックリスト（含む生活ノート）を活用し、「1日一声」を目指す。
- (2) 生徒に、いじめを「しない、絶対に許さない、見過ごさない」という心情を育成する。  
特に次のことについては繰り返し、指導を行う。
  - ①人のいやがることは絶対に言ったり、したりしない。
  - ②自分にとって嫌だと思ふ人や性格が合わない人はイコール、悪い人ではない。
  - ③人によって色々言われたり、されたりしたことに対する感じ方が違う。
  - ④自分がいじめを受けたり、友だちがいじめに遭っていることを知っていたりした場合は、必ず親や先生に相談する。
  - ⑤インターネットや携帯電話による悪口の書き込み等は犯罪であり、誰が書いたかは必ず判明する。
  - ⑥「こんなことぐらい」という遊び半分と思っても、相手は重大なことと捉えることがあったり、精神的に大きなダメージを与えることがある。

2 道徳教育の充実

- (1) 全教育活動を通して

- ・ 「いじめをしない、見過ごさない、許さない」という資質を育むために、全教育活動において道徳的な視点から教育活動を見直し、計画的・意図的な活動を行うよう努める。
- (2) 道徳の時間を通して
- ・ 道徳の時間を確実に確保するとともに指導内容の質を高める。また、道徳主任、各学年の道徳担当が中心となり、系統的な道徳教育を推進し生徒の道徳的心情を育成する。
  - ・ 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して(6月)
- ・ 啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・ 生徒会による、いじめ撲滅キャンペーンの実施
  - ・ 生徒会朝礼における生徒会長からの呼びかけ
  - ・ 学校朝礼における校長講話
  - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用した、いじめ防止にむけた学級担任による指導
  - ・ 学校だよりを活用した家庭や地域への広報活動
  - ・ 心を潤す4つの言葉推進運動の実施
- 4 「人間関係プログラム」を通して
- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
- ・ 年度当初に「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施し、あたたかな人間関係を醸成する。
  - ・ 「相手が元気のでる話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめ未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
- ・ 全教育活動を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査を生かして
- ・ 各学級担任が、学級の雰囲気や生徒の状況やスキルの定着度を把握し、あたたかな雰囲気の醸成や個々の生徒への支援を行うなかで、いじめのない集団づくりに努める。
- 5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
- ・ 生徒が、相談することの大切を理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に着ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- (授業の実施)
- |    |                             |
|----|-----------------------------|
| 1年 | 6月(学級担任とさわやか相談員のチーム・ティーチング) |
| 2年 | 6月(学級担任と養護教諭のチーム・ティーチング)    |
| 3年 | 6月(学級担任)                    |

## 6 メディアリテラシー教育を通して

- ・ 「携帯・インターネット安全教室」を実施し、生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの防止に努める。

（「携帯・インターネット安全教室」の実施） 4月 KDDI 株式会社

## 7 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- ・ 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

（「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施） 3年 10月

## 8 生徒会活動を通して

- （1）さいたま市子ども会議に、小学校と連携して参加する。
- （2）いじめ防止シンポジウム参加
- （3）ありがとうの木実施

## 9 人権教育を通して

- （1）校内研修の実施。
- （2）人権標語の実施。

## 10 保護者との連携を通して

- （1）いじめは絶対に許されないことについて指導する。
- （2）子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- （3）子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、子どもの心の安定を図る。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の生徒の観察

#### ○早期発見のポイント

- ・ 生徒のささいな変化に気付くこと。
  - ・ 気付いた情報を共有すること。
  - ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。
- （1）健康観察:毎朝、呼名しながら、一人ひとりの表情を確認する 等
  - （2）清掃時:独りぼっち、仕事のおしつけがないか 等
  - （3）授業中:姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの書き込み、机の位置 等
  - （4）休み時間:独りぼっち、「遊び、・・・ごっこ」と称してのからかい、保健室・学校図書館・職員室・さわやか相談室等への逃避 等
  - （5）給食:係りや当番を押し付けられる、級友から机を離して食べる、食欲不振、極端な盛り付け 等
  - （6）部活動:無断欠席、ペアにならない、雑用をやらされる 等
  - （7）登下校:遅刻をよくする、独りぼっち、荷物を持たせられる 等

- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
  - (1) アンケートの実施: 4月・10月・1月(年3回実施) ※必要に応じて実施する場合有
  - (2) アンケートの結果: 学年・学校全体で情報共有する。
  - (3) アンケート結果の活用: 結果に応じて二者・三者面談を行い、その記録を保存する。生徒指導部会・教育相談部会での活用。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
  - (1) 簡易アンケートの結果、生徒指導部会・教育相談部会の情報を「いじめに係る状況調査」に反映させる。
  - (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。
- 4 教育相談週間の実施
  - (1) 年3回(5月、11月、2月)教育相談週間を設定する。
  - (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
    - ・相談室だよりの発刊
    - ・さわやか相談員、スクールカウンセラーとの相談
- 5 保護者アンケートの実施
  - (1) アンケートの実施: 7月・10月(年2回実施)
  - (2) アンケート結果の活用: 家庭訪問、三者面談で活用する。
- 6 地域からの情報収集
  - (1) 四校連絡協議会(年1回)における情報収集
  - (2) 学校評議員(年3回)・学校関係者評価委員会(年3回)における情報収集
  - (3) PTA・澁刺チャレンジスクール指導者からの情報収集

## Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長:①情集を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
  - ②構成員を招集し、学校いじめ対策委員会等を開催する。
  - ③関係機関との連絡・調整を行う。
- 教頭:①情報の集約・整理を行う。
  - ②情報に基づき、今後の対応や役割分担を確認する。
  - ③関係機関との連絡・調整を行う。
- 教務主任:教頭を補佐し、情報を集約・整理を行う。
- 担任:①事実の確認のため、情報収集を行う。
  - ②いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

③いじめた生徒に対して、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

- 学年担当:①担任を補佐し、事実の確認のための情報収集を行う。
  - ②収集された事実をもとに、他の生徒への聞き取りが必要な場合その補佐を行う。
- 学年主任:①担当する学年の生徒の情報収集を行う。
  - ②担当する学年の情報共有を行う。
  - ③管理職に状況を報告し、指示を仰ぐ。
  - ④他学年の生徒が関係する場合、該当学年の学年主任と情報を共有する。
- 生徒指導主任:①生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
  - ②生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
  - ③校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任:収集された情報に基づき、組織的な対応・指導ができるような体制をつくる。
- 特別支援教育コーディネーター:①問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
  - ②特別な配慮が必要な生徒が関係する場合、関係者間の連絡・調整を行う。
- 養護教諭:担任と連携し、情報の収集・提供を行う。
- 部活動の顧問:担任と連携し、事実の確認のための情報収集及び対応を行う。
- さわやか相談員:①担任と連携し、事実の確認のための情報収集を行う。
  - ②生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー:専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の助言・指導や生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者:家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域:いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
  - ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 生徒が自殺を企図した場合

- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア) 学校いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（学校いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、学校いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネット・携帯電話を通して行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的・継続的に行う。

### 1 職員会議

（1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底

- ・ いじめ問題の未然防止、問題発生後の迅速な対応・対策をとるために教職員の共通理解・共通行動ができるように周知を図る。

（2）取組評価アンケートの実施、結果の検証

- ・ 保護者アンケートとともに実施、基本方針の見直し・改善について検討する。

### 2 校内研修

（1）生徒指導と教育相談研修

- ・ 「いじめ防止指導事例集」（平成23年4月市教委）を活用した授業実践、公開。
- ・ 事例研修による実践力の向上
- ・ 傾聴技法の演習

(2) 生徒指導の観点を踏まえた授業づくり

- ・自己決定の場のある授業
- ・自己存在感のある授業
- ・共感的な理解の場のある授業
- ・成就感、達成感のある授業
- ・基礎・基本の定着が図られた授業
- ・授業規律が確立された授業

(3) 情報モラルに関する研修

- ・情報モラル、個人情報等について研修を実施（4月）

(4) 「ネットいじめに」に関する研修

- ・「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応する。（学期に1回）
- ・さいたま市教育委員会のネットパトロールシステムを活用し、情報担当と連携するとともに、生徒の実態や発達段階に応じて検討する。

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているのかを学校いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- ・検証を行う期間：各学期とする

2 「取組評価アンケート」、学校いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- ・「取組評価アンケート」の実施時期：7月、10月（年2回）
- ・学校いじめ対策委員会の開催時期：年3回（各学期1回）
- ・校内研修等の開催時期：4月、9月（年2回）

3 「スマートフォン等端末利用に関する宣言」の定期的な見直し

- ・「スマートフォン等端末利用実態調査」の実施時期2月、12月（年2回）
- ・いじめ対策生徒委員会を主体とし、学校いじめ対策委員会と連携した定期的な見直し（3月～6月）